



参議院議員 石井みどりNEWS



保険業法再改正案が可決・成立！

日歯年金及び日歯共済、継続！！



11月12日、参議院本会議において、公益法人の実施する共済事業の継続を特例として認める「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が全会一致で可決し成立した。これにより日歯共済と日歯年金が継続することとなった。

今後、共済事業については、金融庁と主管官庁（厚労省）との共同省令において監督

上のルールが定められ、具体的な運用については金融庁が中心となってガイドラインが作られることになる。

参議院ではこの本会議に先立ち11日、財政金融委員会にて石井が自民党を代表し質疑に立った。石井は今回の改正案で整備される認可特定保険業者制度について「共済事業を行う団体にとって、『当分の間』がどれくらい継続するか大変重要な関心事」と具体的な期間の回答を求めたが、自見金融担当大臣は今後の検討課題とし、具体的な期間については言及を避けた。また、暫定措置として認められたとしても責任準備金の積立てが毎決算期に求められていることに触れ、積立方式で運用される一般的な金融商品と違い、相互扶助で利殖を追求しない賦課方式で運営されている共済事業については責任準備金が負担にならないよう十分な検討をするよう強く求めた。



参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室

電話番号：03-6550-0403

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/